



2022年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社 東 北 銀 行
代 表 者 名 取締役頭取 村 上 尚 登
(コード番号 8 3 4 9 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 経営企画部長 橋 場 大 輔
(TEL. 019 - 651 - 6161)

定款一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、2022年6月22日開催予定の第102期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当行定款を変更するものです。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めるため、変更案第16条第1項を新設するものです。
- (2) 書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するため、変更案第16条第2項を新設するものです。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条の規定は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 定款変更の内容

(下線は変更箇所を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</u> <u>第 16 条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> <u>第 16 条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</u> <u>② 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(附則)</u> <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> <u>第 1 条 現行定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示) の削除及び変更案定款第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、令和 4 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u> <u>② 前項の規定にかかわらず、令和 4 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示) は、なお効力を有する。</u> <u>③ 本条の規定は、令和 4 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 2022 年 6 月 22 日 (水)
 定款変更の効力発生日 (予定) 2022 年 6 月 22 日 (水)

以上